破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７号
岩手県久慈市門前第２地割７番地18　山口アパート４号
債務者　勇金多万代
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第９２号
北海道北斗市追分１丁目10番10号　ボヌールＢ202号
債務者　井川　知代
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
函館市千歳町３番５号
債務者　菊地　優昌
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１０号
函館市千代台町14番１号
債務者　大野　　愛（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７２号
奈良県北葛城郡王寺町久度５丁目３番24号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
奈良県宇陀市大字陀大東333番地の３
債務者　中西　孝志
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
奈良県北葛城郡王寺町久度４丁目１番６―308号、前住所奈良県北葛城郡王寺町王寺１丁目11番24―101号
債務者　東條　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
広島県庄原市七塚町国武1613番地、住民票上の住所広島県三次市十日市中１丁目４番45―３号
債務者　井上　賢悟
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第５号
群馬県沼田市薄根町3347番地３
債務者　園部　一弘
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
千葉市緑区おゆみ野５丁目38番地２　クレール有吉103号
債務者　大原　　努
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６８号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目１番地２　ハイツサンライズＣ―202号
債務者　小川　明美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３００号
千葉市中央区神明町33番地８レクセルマンション本千葉403号
債務者　林田惠美子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２６号
千葉県市原市五井5354番地７
債務者　早川　勝司
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２７号
千葉県市原市五井5354番地７
債務者　早川まさ江
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２９号
千葉県船橋市前原東２丁目９番６―406号
債務者　柴山　隆徳
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５５号
千葉県習志野市藤崎５丁目７番22―110号
債務者　高谷　薫樹
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５６号
千葉県習志野市泉町２丁目３番１―612号
債務者　高谷美佐子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係